

中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG 合同会合(第10回)

令和3年8月18日

委員意見 杉山大志¹

当日欠席予定のため、事前に意見提出をいたします。意見は主に科学的知見と費用対効果(経済負担)の2点で、合計8ページにわたります。

¹本稿は個人の見解です。

筆者ホームページ キヤノングローバル戦略研究所

https://cigs.canon/fellows/taishi_sugiyama.html

P1 L7

「更なる」を削除。理由：日本の観測において「温室効果ガスの増加による頻発化・激甚化」は統計的に確認されていないか、あったとしてもごく僅かである。（同様に P8L21 においても「更なる」を削除。）

(該当箇所)

1 (はじめに)

2 この「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(以下「本戦略」という。)
3 は、我が国政府が、パリ協定¹の規定²に基づく長期低排出発展戦略として策定す
4 るものである。

5

6 温室効果ガスの増加による地球温暖化に伴い、大雨等の発生頻度の増加が見
7 られる。今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、将来
8 世代にわたる影響が強く懸念されている。また、我が国を含めて、世界全体が新

コロナに関する記述（L7-L19）を削除。コロナの原因には武漢研究所流出説も有力になっており、今後の帰趨（ワクチンの効果、5類への引き下げの効果）や人々の認識（例えば生物兵器と認識されるとどう対応が変わるか）の変化は見通せない。このような記述があるとこの長期戦略が半年後には賞味期限切れになってしまう恐れがある。

「分散型社会への移行(L23)」を削除。分散型の定義も不明なうえ、それが良いかどうかは個別具体的な問題。エネルギー基本計画で言及されている原子力、CCS、電力供給、ガス供給などは集中型が主であり分散型ではない。太陽光発電や風力発電には立地問題などもあり、分散型が本当に環境にやさしいかは自明ではない。

(該当箇所)

6 温室効果ガスの増加による地球温暖化に伴い、大雨等の発生頻度の増加が見
7 られる。今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、将来
8 世代にわたる影響が強く懸念されている。また、我が国を含めて、世界全体が新
9 型コロナウイルス感染症という歴史的危機に直面する中で、感染防止と経済社
10 会活動の両立は世界共通の課題である。我々は時代の大きな転換点に立ってい
11 るという認識の下、コロナ前の社会に戻るのではなく、持続可能で強靱な社会シ
12 ステムへの変革を実現することが求められている。世界では、新型コロナウイルス
13 感染拡大後の経済復興について、気候変動対策の野心を高め、持続可能な経済
14 社会の実現に向けたグリーンリカバリーの取組が進められている。新型コロナ
15 ウイルス感染症という新たな危機により、世界の経済社会の枠組みは大きく変
16 化しており、気候変動・エネルギー対策もこの変化への対応と一体的に推進する
17 必要がある。あわせて、経済社会の持続性、強靱性強化を進めていく観点からも、
18 大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から循環経済（サーキュラーエコノ
19 ミー）への移行や、生物多様性保全（NbS³）を進めていく必要がある。+

20 今を生きる我々が環境問題の解決を図りながら傷ついた経済を立て直し、将
21 来の世代が豊かに生きていける社会を実現するために、イノベーションによる
22 グリーン成長を加速させるとともに、「脱炭素社会への移行」・「循環経済への
23 移行」・「分散型社会への移行」という3つの移行を加速させることにより、持
24 続可能で強靱な経済社会へのリデザイン（再設計）を強力に進めていく。また、
25 地方においては、地域循環共生圏の考え方に基づいた新たな地域づくりで3つ

P3 L11-L23

削除して、パリ協定の文言に忠実に、「パリ協定では、世界共通の長期目標として2°C目標が設定され1.5°Cに抑える努力を追求するとされている。我が国としても～」と書き換えるべき。IPCCの1.5°Cと2°Cの場合の環境影響の差は不確実性の幅よりもはるかに小さいので有意な違いがあるという書き方は不適切。1.5°Cに抑えることが世界的に急務だという見解は国際条約上の根拠もなく事実と反する。たとえば中国は賛同していない。

(該当箇所)

11 特に、パリ協定において世界の努力目標として世界全体の平均気温の上昇を
12 工業化以前よりも1.5°C高い水準までのものに制限することが掲げられている。
13 IPCC1.5°C特別報告書（正式名称「1.5°Cの地球温暖化：気候変動の脅威への世
14 界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業
15 化以前の水準から1.5°Cの地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温
16 室効果ガス（GHG）排出経路に関するIPCC特別報告書」（2018年10月）で
17 は、1.5°Cと2°C上昇との間には生じる影響に有意な違いがあることが記載され
18 ており、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書（2021年8月）には、た
19 とえ1.5°Cの気温上昇であっても高温などの極端現象の頻度や強度が増加する
20 と記載されているが、一方で気温上昇を2°Cではなく、1.5°Cに抑えることで、
21 干ばつ及び大雨や平均降水量における変化の規模を抑えることができる旨も記
22 載されている。これらのことを認識し、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水
23 準よりも1.5°Cに抑えるための努力を追求することが世界的に急務である。我が
24 国としても国際社会の一員として、パリ協定に掲げられたこの目標の実現にも
25 貢献するため、長期戦略を策定し、その実施を通じて得た成果を共有していく。

カーボンニュートラルという極端な CO2 削減を正当化するような科学的知見などは存在しないので削除。

もしこれが少数意見で通らないのであれば、以下の様に修正：

(1) 利用可能な科学的知見に基づく政策運営

我が国の 2050 年カーボンニュートラル実現という長期目標は、利用可能な科学的知見と整合的なものとして掲げるものである。(以下削除)

理由： IPCC を特筆してそれが唯一の正しい科学であるかのような記述は誤り。我が国として独自に科学的知見を吟味して判断することがもっとも重要。理由：国連の一組織の見解に従うことが正しいとは限らない。どのような組織にも利点も欠点もある。例えばコロナ対応は全て WHO の見解に従っていればよいという訳ではない。

(該当箇所)

15	<u>③. 2050 年カーボンニュートラルに向けた 6 つの視点</u>
16	↵
17	<u>(1) 利用可能な最良の科学に基づく政策運営</u>
18	↵
19	我が国の 2050 年カーボンニュートラル実現という長期目標は、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 等の利用可能な最良の科学と整合的なものとして掲
20	げるものである。↵
21	
22	IPCC は 195 の国・地域が参加する政府間組織であり、約 7 年ごとに評価報告
23	書、不定期に特別報告書などを作成・公表している。IPCC の報告書は、数多く
24	の既存の文献を基に作成され、各国政府は、ドラフトのレビューを行い、最終的
25	に IPCC 総会においてのコンセンサスにより報告書を承認している。20 世紀以
26	降の温暖化の要因は人為的なものであることの可能性について、報告書を重ね
27	るたびに知見が増強され、2021 年 8 月に公表された第 6 次評価報告書第 1 作業
28	部会報告書では、温暖化は人間の影響であることは疑いの余地がないとされた。
29	これに続き、2022 年 9 月までに、影響、適応及び脆弱性 (第 2 作業部会)、気
30	候変動の緩和 (第 3 作業部会) 及び統合報告書が順次公表される予定であり、今
31	後の政策の基礎となる多くの重要な知見が示される見込みである。↵

以下のように修正：

通常は環境対策により国民に経済負担が発生することは事実である。そこで環境対策と経済成長を両立するためには細心の政策運営が必要である。環境対策を経済の制約でなくすことが必要である。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるようにする必要がある。環境対策は、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となりうるものである。

国民の経済負担に一定の歯止めをかけるために、本戦略に掲げる全ての政策について、1トンのCO2あたり何円の経済負担が発生するかという費用対効果を毎年計算し透明性の高い方法で公開のうえ、各実施担当部署の審議会で検討する。費用対効果が優れない対策についてはただちに見直す。

理由：環境対策と経済成長を両立する政策手段は存在するのは事実（原子力発電など）だが、大抵の場合（再生可能エネルギー賦課金など）は、CO2削減は可処分所得の減少などの形で経済負担をもたらす。この事実を直視しないのでは机上の空論である。のみならず、経済負担を隠蔽するのは国民を騙す行為である。「好循環」はこの戦略の実施にあたり政府が責任をもって実現してゆくべき困難な目標であり、環境対策であれば自ずとそうなるという生易しいものではない。温暖化対策の国民負担は莫大な金額に上るおそれがあることから、この戦略においても費用対効果についての一定の歯止めが必要。

(該当箇所)

33	(2) 経済と環境の好循環の実現 ⁴
34	⁴
1	もはや環境対策は経済の制約ではない。積極的に温暖化対策を行うことが、産
2	業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換
3	が必要である。環境対策は、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向
4	上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものである。
5	世界では脱炭素の大競争時代に突入したことを認識した上で、世界的に重要な
6	投資分野の一つである脱炭素に向けた分野で技術や市場を獲得していくことが、
7	我が国の成長戦略としても不可欠である。 ⁴

P8 L25 「一国の猶予も許されない」を削除。

理由：根拠が無い。

(該当箇所)

18 4. 将来に希望の持てる明るい社会に向けて

19 ♪

20 温室効果ガスの増加による地球温暖化に伴い、大雨等の発生頻度の増加が見
21 られる。今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、将来
22 世代にわたる影響が強く懸念されている。新型コロナウイルス感染症により、脆
23 弱な立場にある人々を含めて「誰一人取り残さない」という SDGs の基本方針
24 の下、将来世代が豊かに生きていける社会を実現することの重要性が再確認さ
25 れた。ポストコロナ時代においては、一刻の猶予も許されない気候変動に対して
26 積極的に対策を行い、持続可能で強靱な経済社会へのリデザイン（再設計）を進
27 むる必要がある。♪

P82 L32-L33

以下の様に修正：

気候変動対策を含めた環境保全に関する予算について、引き続き、毎年度取りまとめ、公表する。

更に、国民の経済負担に一定の歯止めをかけるために、政府および自治体の率的取り組みに掲げる全ての政策について、1トンのCO₂あたり何円の経済負担が発生するかという費用対効果を毎年計算し透明性の高い方法で公開のうえ、各実施担当部署の審議会で検討する。費用対効果が優れない対策についてはただちに見直す。

理由： 政府の取り組みは国民の税金で賄われるものであるため、とくにその経済効率性についての説明責任があり、また無駄遣いは許されない。

20	<u>9. 政府及び地方公共団体の率的取組</u>
21	↵
22	政府及び地方公共団体は、社会全体への普及促進を重視しつつ、自らの事務及
23	び事業に関して、脱炭素社会の構築に向けた取組を率先して実施する。政府及び
24	地方公共団体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%
25	に太陽光発電設備が導入され、2040年には最大限導入されていることを目指す。
26	また、公共部門において再生可能エネルギー電力が率先調達されていることを
27	目指す。加えて、庁舎や学校等の公共施設、廃棄物処理施設や上下水道等の公衆
28	衛生施設等の構造物について、温室効果ガスを排出する構造のインフラが30年
29	後も存在すること（ロックイン）がないよう、2050年カーボンニュートラルに向
30	けては、今から更新時に、省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギー設備の
31	導入、電化や燃料転換等により脱炭素化を進めていく。↵
32	気候変動対策を含めた環境保全に関する予算について、引き続き、毎年度取り
33	まとめ、公表する。↵

以上